

平成 29 年第 2 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 5 7 号議案
議 案 名	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院規則の改正に準じ、職員の育児休業及び育児短時間勤務を改定するもの</p> <p>育児休業の再取得及び再延長並びに育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合の再取得ができるものとして条例で定める特別の事情として、育児休業又は育児短時間勤務に係る子について保育所、認定子ども園若しくは家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを規定する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 5 8 号議案
議 案 名	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当を改定するもの</p> <p>1 雇用保険法第24条の2において個別延長給付が新設されたことに伴い、雇用保険法上の基本手当に相当するものとして、失業者の退職手当を次のいずれかに該当する者に支給することができるものとする。</p> <p>(1) 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>(2) 身体障害者等の就職困難者であって、雇用保険法24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>2 雇用保険法第58条に規定する移転費の支給対象が拡大されたことに伴い、雇用保険法上の移転費に相当するものとして支給する失業者の退職手当の規定を改正する。</p> <p>第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」→「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」</p> <p>3 雇用保険法附則第5条第1項に規定する基本手当の給付日数の延長に関する暫定措置に相当する規定を設け、平成34年3月31日以前に退職した職員のうち、特定退職者であって、同項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が職業指導を行うことが適当であると認めたもの(1(1)に掲げる者を除く。)に対して失業者の退職手当を支給することができるものとする。</p> <p>(施行日) 1 及び 3 公布の日 2 平成30年1月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 9 号議案
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備</p> <p>(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者の同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（これらの事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する平成30年度以後の固定資産税の課税標準の軽減の程度について定める割合を3分の1とする。</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者の児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産（その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限る。）に対して課する補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日（補助開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税の課税標準の軽減の程度について定める割合を3分の1とする。</p> <p>(3) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地に対して課する設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税の課税標準の軽減の程度について定める割合を3分の2とする。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずる。</p> <p>ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないものについて、税率の概ね100分の75を軽減する。</p> <p>イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する。</p> <p>(ア) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの</p> <p>ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の25を軽減する。</p>

(ア) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

(施行日)

公布の日(1(1)及び2(3)を除く。)

1(1) 平成31年1月1日

2(3) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日

議案番号	第60号議案
議案名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>地方税法の改正に伴うもの</p> <p>1 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者の児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産(その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限る。)に対して課する補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日(補助開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税の課税標準の軽減の程度について定める割合を3分の1とする。</p> <p>2 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地に対して課する設置した日の属する年の翌年の1月1日(当該設置した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から3年度分の都市計画税の課税標準の軽減の程度について定める割合を3分の2とする。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 公布の日</p> <p>2 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日</p>

内 容	
議案番号	第61号議案
議案名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>1 支給認定証の任意交付化により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、受給資格等の確認方法について次のとおり改正する。</p> <p>(1) 支給認定保護者は、教育・保育を受けるに当たっては、必要に応じて支給認定証を提示することとする。</p> <p>(2) 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定に係る事項を記載した通知書を提示すればよいこととする。</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項名を改正する。 第15条第1項第2号中「同条第9項」→「同条第11項」</p> <p>(施行日)</p> <p>1 公布の日</p> <p>2 平成30年4月1日</p>
議案番号	第62号議案
議案名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法施行令の改正に伴うもの</p> <p>減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更</p> <p>(1) 5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円(現行26万5千円)とする。</p> <p>(2) 2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円(現行48万円)とする。</p> <p>(施行日)</p> <p>公布の日</p>

内 容																			
議 案 番 号	第 6 3 号議案																		
議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
摘 要	西三河都市計画榎前工業団地東地区計画の決定に伴うもの 次に掲げるとおり、榎前工業団地東地区内における建築物の制限を設け、違反した者を20万円以下の罰金に処する。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制限区分</th> <th>建築してはならない建築物</th> <th>容積率の最高限度</th> <th>建ぺい率の最高限度</th> <th>建築物の敷地面積の最低限度</th> <th>壁面の位置の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制限内容</td> <td>次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法別表第2（リ）項第3号（8の3）、（9）、（13）及び（13の2）並びに（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 建築基準法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設</td> <td>10分の15</td> <td>10分の6</td> <td>3,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）</td> <td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>罰則</td> <td>上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第87条第2項において準用する場合にあっては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者</td> <td colspan="4">上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者（この場合においてその違反が建築主又は築造主の故意による場合は、当該者を含む。） 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記建築物の敷地面積の最低限度に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</td> </tr> </tbody> </table>	制限区分	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	制限内容	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法別表第2（リ）項第3号（8の3）、（9）、（13）及び（13の2）並びに（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 建築基準法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設	10分の15	10分の6	3,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。	罰則	上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第87条第2項において準用する場合にあっては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者	上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者（この場合においてその違反が建築主又は築造主の故意による場合は、当該者を含む。） 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記建築物の敷地面積の最低限度に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者			
	制限区分	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限													
	制限内容	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法別表第2（リ）項第3号（8の3）、（9）、（13）及び（13の2）並びに（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 建築基準法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設	10分の15	10分の6	3,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。													
罰則	上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第87条第2項において準用する場合にあっては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者	上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者（この場合においてその違反が建築主又は築造主の故意による場合は、当該者を含む。） 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記建築物の敷地面積の最低限度に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者																	
<p>※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、建築物の制限に違反をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科す。</p> <p>（施行日） 西三河都市計画榎前工業団地東地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日</p>																			

内 容	
議 案 番 号	第 6 4 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設通風及び受入供給設備整備工事</p> <p>場 所 安城市根崎町地内</p> <p>概 要 通風設備 受入供給設備ほか</p> <p>契 約 金 額 408,240,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 名古屋市中区錦三丁目15番15号 荏原環境プラント株式会社中部支店 支店長 上 成 嘉太郎</p> <p>契 約 の 方 法 随意</p> <p>工 期 ~平成30年2月15日</p>
議 案 番 号	第 6 5 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>平成29年度デンパーク風車の広場改修工事</p> <p>場 所 安城市赤松町地内</p> <p>概 要</p> <p>(1) 設備及び施設撤去 木製遊具 ミスト装置ほか</p> <p>(2) 設備及び施設整備 木製遊具 園路広場ほか</p> <p>契 約 金 額 190,080,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 安城市福釜町蔵前139番地 深津園芸株式会社 代表取締役 深 津 盾 樹</p> <p>契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成30年2月28日</p>
議 案 番 号	第 6 6 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>西海橋関連旧橋撤去・左岸下部工事</p> <p>場 所 安城市城ヶ入町地内ほか</p> <p>概 要</p> <p>(1) 旧橋撤去 左岸下部</p> <p>(2) 新橋整備 左岸下部</p> <p>(3) 左岸堤脚水路整備</p> <p>契 約 金 額 146,556,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 安城市和泉町家下9番地2 株式会社合同工業 代表取締役 柵 木 政 美</p> <p>契 約 の 方 法 条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成30年3月28日</p>

内 容																						
議 案 番 号	第 6 7 号議案																					
議 案 名	工事請負契約の締結について																					
摘 要	<p>調整池整備工事（末広町地区）</p> <p>場 所 安城市末広町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>規模 面積 887 m²</p> <p>容量 3,000 m³</p> <p>深さ 4.0 m</p> <p>内容 地下貯留施設 排水施設ほか</p> <p>契 約 金 額 321,840,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市池浦町池西108番地 株式会社クサカ 代表取締役 日 下 成 人</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成30年3月28日</p>																					
議 案 番 号	報告第 4 号																					
議 案 名	継続費の通次繰越しについて																					
摘 要	<p>一般会計 単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（款・項） 事業名</th> <th>継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額</th> <th>平成28年度 支 出 済 額</th> <th>翌 年 度 通 次 繰 越 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10 総務費 5 総務管理費 市役所立体駐車場建設事業</td> <td>H27 0</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">471,560,000</td> </tr> <tr> <td>H28 471,560,000</td> </tr> <tr> <td>H29 51,840,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業</td> <td>H28 398,520,000</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">119,556,000</td> </tr> <tr> <td>H29 119,556,000</td> </tr> <tr> <td>H30 159,408,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50 教育費 30 保健体育費 ソフトボール場A球場改修 事業</td> <td>H28 452,174,000</td> <td rowspan="2">30,000,000</td> <td rowspan="2">105,335,000</td> </tr> <tr> <td>H29 316,839,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分（款・項） 事業名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	平成28年度 支 出 済 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	10 総務費 5 総務管理費 市役所立体駐車場建設事業	H27 0	0	471,560,000	H28 471,560,000	H29 51,840,000	50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業	H28 398,520,000	0	119,556,000	H29 119,556,000	H30 159,408,000	50 教育費 30 保健体育費 ソフトボール場A球場改修 事業	H28 452,174,000	30,000,000	105,335,000	H29 316,839,000
	区分（款・項） 事業名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	平成28年度 支 出 済 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額																		
10 総務費 5 総務管理費 市役所立体駐車場建設事業	H27 0	0	471,560,000																			
	H28 471,560,000																					
	H29 51,840,000																					
50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業	H28 398,520,000	0	119,556,000																			
	H29 119,556,000																					
	H30 159,408,000																					
50 教育費 30 保健体育費 ソフトボール場A球場改修 事業	H28 452,174,000	30,000,000	105,335,000																			
	H29 316,839,000																					

内 容																																																																																					
議 案 番 号	報告第5号																																																																																				
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																																																																																				
摘 要	一般会計 単位 円																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 総務費 5 総務管理費 フロア改修事業</td> <td>63,650,000</td> <td>63,650,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10 総務費 15 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード交付事業</td> <td>17,002,000</td> <td>17,002,000</td> <td>17,002,000</td> </tr> <tr> <td>15 民生費 5 社会福祉費 臨時福祉給付金(経済対策分)給付事務</td> <td>387,835,000</td> <td>322,314,000</td> <td>322,314,000</td> </tr> <tr> <td>30 農林水産業費 5 農業費 マーガレットハウス改修事業</td> <td>176,000,000</td> <td>176,000,000</td> <td>84,400,000</td> </tr> <tr> <td>30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設維持管理事業</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業</td> <td>6,500,000</td> <td>6,500,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業</td> <td>198,000,000</td> <td>169,700,000</td> <td>23,490,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業</td> <td>15,000,000</td> <td>15,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業</td> <td>151,000,000</td> <td>151,000,000</td> <td>54,898,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業</td> <td>432,000,000</td> <td>432,000,000</td> <td>307,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 駅施設管理事業</td> <td>61,500,000</td> <td>3,600,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業</td> <td>110,520,000</td> <td>100,417,000</td> <td>90,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治土地区画整理事業</td> <td>10,000,000</td> <td>10,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業</td> <td>391,000,000</td> <td>391,000,000</td> <td>339,558,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業</td> <td>84,000,000</td> <td>84,000,000</td> <td>65,995,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業</td> <td>135,000,000</td> <td>125,000,000</td> <td>21,448,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業</td> <td>46,100,000</td> <td>46,100,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>45 消防費 5 消防費 災害用マンホールトイレ設置事業</td> <td>27,900,000</td> <td>27,900,000</td> <td>7,620,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業</td> <td>375,000,000</td> <td>375,000,000</td> <td>201,383,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業</td> <td>150,000,000</td> <td>150,000,000</td> <td>95,456,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	10 総務費 5 総務管理費 フロア改修事業	63,650,000	63,650,000	0	10 総務費 15 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード交付事業	17,002,000	17,002,000	17,002,000	15 民生費 5 社会福祉費 臨時福祉給付金(経済対策分)給付事務	387,835,000	322,314,000	322,314,000	30 農林水産業費 5 農業費 マーガレットハウス改修事業	176,000,000	176,000,000	84,400,000	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設維持管理事業	3,000,000	3,000,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	6,500,000	6,500,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	198,000,000	169,700,000	23,490,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業	15,000,000	15,000,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	151,000,000	151,000,000	54,898,000	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	432,000,000	432,000,000	307,000,000	40 土木費 20 都市計画費 駅施設管理事業	61,500,000	3,600,000	0	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	110,520,000	100,417,000	90,000,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治土地区画整理事業	10,000,000	10,000,000	0	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	391,000,000	391,000,000	339,558,000	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	84,000,000	84,000,000	65,995,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業	135,000,000	125,000,000	21,448,000	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	46,100,000	46,100,000	0	45 消防費 5 消防費 災害用マンホールトイレ設置事業	27,900,000	27,900,000	7,620,000	50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	375,000,000	375,000,000	201,383,000	50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	150,000,000	150,000,000	95,456,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源																																																																																	
	10 総務費 5 総務管理費 フロア改修事業	63,650,000	63,650,000	0																																																																																	
	10 総務費 15 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード交付事業	17,002,000	17,002,000	17,002,000																																																																																	
	15 民生費 5 社会福祉費 臨時福祉給付金(経済対策分)給付事務	387,835,000	322,314,000	322,314,000																																																																																	
	30 農林水産業費 5 農業費 マーガレットハウス改修事業	176,000,000	176,000,000	84,400,000																																																																																	
	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設維持管理事業	3,000,000	3,000,000	0																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	6,500,000	6,500,000	0																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	198,000,000	169,700,000	23,490,000																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業	15,000,000	15,000,000	0																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	151,000,000	151,000,000	54,898,000																																																																																	
	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	432,000,000	432,000,000	307,000,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 駅施設管理事業	61,500,000	3,600,000	0																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	110,520,000	100,417,000	90,000,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治土地区画整理事業	10,000,000	10,000,000	0																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	391,000,000	391,000,000	339,558,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	84,000,000	84,000,000	65,995,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業	135,000,000	125,000,000	21,448,000																																																																																	
	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	46,100,000	46,100,000	0																																																																																	
45 消防費 5 消防費 災害用マンホールトイレ設置事業	27,900,000	27,900,000	7,620,000																																																																																		
50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	375,000,000	375,000,000	201,383,000																																																																																		
50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	150,000,000	150,000,000	95,456,000																																																																																		

内 容													
議案番号	報告第6号												
議案名	繰越明許費の繰越しについて												
摘要	下水道事業特別会計 単位 円												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業</td> <td>31,000,000</td> <td>31,000,000</td> <td>31,000,000</td> </tr> <tr> <td>5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道耐震化事業</td> <td>47,000,000</td> <td>47,000,000</td> <td>47,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	31,000,000	31,000,000	31,000,000	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道耐震化事業	47,000,000	47,000,000	47,000,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	31,000,000	31,000,000	31,000,000									
5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道耐震化事業	47,000,000	47,000,000	47,000,000										
議案番号	報告第7号												
議案名	繰越明許費の繰越しについて												
摘要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計 単位 円												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業</td> <td>310,000,000</td> <td>263,000,000</td> <td>219,182,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業	310,000,000	263,000,000	219,182,000				
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業	310,000,000	263,000,000	219,182,000										
議案番号	報告第8号												
議案名	予算の繰越しについて												
摘要	水道事業会計 単位 円												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>予 算 計 上 額</th> <th>支 払 義 務 発 生 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業</td> <td>90,441,000</td> <td>49,441,000</td> <td>41,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業</td> <td>227,513,000</td> <td>59,513,000</td> <td>168,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業	90,441,000	49,441,000	41,000,000	4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業	227,513,000	59,513,000	168,000,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額									
4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業	90,441,000	49,441,000	41,000,000										
4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業	227,513,000	59,513,000	168,000,000										

内 容	
議 案 番 号	報告第 9 号
議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について
摘 要	1 平成 2 8 年度事業報告及び決算
	[事業報告]
	取得 16,920.37 m ² 榎前地区工業団地造成事業用地 市道榎前井杭山 8 号線 621,346,200 円 他用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地
	処分 4,535.17 m ² 安城南明治土地区画整理事業用地 児童福祉施設用地取 578,555,969 円 得事業用地
	[決 算]
	収益的收入 579,680,233 円 資本的收入 501,620,000 円 収益の支出 578,876,577 円 資本的支出 1,198,366,200 円
	2 平成 2 9 年度事業計画及び予算
	[事業計画]
	取得 27,900 m ² 榎前地区工業団地造成事業用地 安城南明治土地区画整理 1,842,336 千円 事業用地 和泉町北交差点用地 市道西林中隠 2 号線用地 市道榎前松原 3 号線用地 市道榎前松原 1 号線用地 市道榎 前井杭山 8 号線他用地
	処分 8,158 m ² 市道榎前井杭山 8 号線他用地 市道西林中隠 2 号線用地 316,883 千円 市道榎前松原 1 号線用地 安城南明治土地区画整理事業用地
[予 算]	
収益的收入 317,086 千円 資本的收入 2,463,866 千円 収益の支出 317,412 千円 資本的支出 2,159,219 千円	

内 容													
議 案 番 号	報告第 10 号												
議 案 名	公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 平成 28 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>平成 28 年度入園者数 535,443 人 開園以来の入園者数 11,122,621 人 日本デンマークと言われた安城市の伝統をいかし、人と環境にやさしい公園として定着を図るとともに、花とみどりで心が癒され、来園者の視点で楽しめる公園を目指し、次の事業を遂行</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業 イ 都市と農村との交流の機会の提供事業 ウ 憩いと安らぎの機会の提供事業 エ 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 地域の環境及び特性に合う新品種導入に関する研究 イ 地域の環境及び特性に合う植物の改良及び保存 ウ 希少品種及びオリジナル品種の育成及び研究 エ 特定植物保全拠点園としての植物収集及び保全</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>ア 直営店舗での販売事業 イ 販売委託事業</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>692,510,890 円</td> <td>経常外収益</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>687,300,178 円</td> <td>経常外費用</td> <td>756 円</td> </tr> <tr> <td>当期一般正味財産増加額</td> <td colspan="3">5,209,956 円</td> </tr> </table>	経常収益	692,510,890 円	経常外収益	0 円	経常費用	687,300,178 円	経常外費用	756 円	当期一般正味財産増加額	5,209,956 円		
	経常収益	692,510,890 円	経常外収益	0 円									
経常費用	687,300,178 円	経常外費用	756 円										
当期一般正味財産増加額	5,209,956 円												
	<p>2 平成 29 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>指定管理者として公園の適正な管理を行うとともに、本質的な魅力を高め公園の活性化を図るため、次の事業を推進</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>713,199 千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>712,854 千円</td> </tr> </table>	経常収益	713,199 千円	経常費用	712,854 千円								
経常収益	713,199 千円												
経常費用	712,854 千円												

内 容													
議 案 番 号	報告第 11 号												
議 案 名	公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 平成 28 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>(1) 食育推進事業</p> <p>ア 学校給食に関する思い出の作文及び絵画の募集</p> <p>イ 親子給食調理教室の開催</p> <p>ウ 調理場施設見学及び試食会の受入れ</p> <p>エ 地産地消推進事業</p> <p>オ 食育の普及啓発</p> <p>(2) 物資購入事業及び給食調理事業</p> <p>市内 5 6 校園の児童、生徒、園児等に対する給食の提供に必要な給食用主食及び副食物資を 960,238,959 円で購入し、北部、中部及び南部調理場において年間 4,314,117 食分の副食の調理提供を実施した。</p> <p>(3) 施設管理事業</p> <p>[決 算]</p> <table border="0"> <tr> <td>経常収益</td> <td>2,095,071,951 円</td> <td>経常外収益</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>2,095,071,951 円</td> <td>経常外費用</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期一般正味財産増減額</td> <td colspan="2">0 円</td> </tr> </table>	経常収益	2,095,071,951 円	経常外収益	0 円	経常費用	2,095,071,951 円	経常外費用	0 円	当期一般正味財産増減額		0 円	
	経常収益	2,095,071,951 円	経常外収益	0 円									
経常費用	2,095,071,951 円	経常外費用	0 円										
当期一般正味財産増減額		0 円											
	<p>2 平成 29 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業</p> <p>(2) 学校給食の調理等に関する事業</p> <p>(3) 公共施設の管理運営を行う事業</p> <p>[予 算]</p> <table border="0"> <tr> <td>経常収益</td> <td>2,016,570 千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>2,016,570 千円</td> </tr> </table>	経常収益	2,016,570 千円	経常費用	2,016,570 千円								
経常収益	2,016,570 千円												
経常費用	2,016,570 千円												

内 容	
議 案 番 号	同意第 3 号
議 案 名	公平委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 稲垣英夫及び稲垣水かげの任期満了（平成 29 年 6 月 19 日）に伴う後任の選任</p> <p>公平委員会委員 任期 4 年 定数 3 人 要件 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者</p>
議 案 番 号	同意第 4 号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 神谷正文の任期満了（平成 29 年 8 月 25 日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員 任期 3 年 定数 3 人 要件 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
議 案 番 号	同意第 5 号
議 案 名	農業委員会委員の任命について
摘 要	<p>委員の任命について議会の同意を求めるもの</p> <p>農業委員会委員 任期 3 年 定数 14 人 要件 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第 12 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 163,940円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成29年4月12日 午前11時ごろ (2) 発生場所 安城市桜町地内 (3) 経 過 上記地内の安城市役所の敷地において、職員が公用車から降りようとしてドアを開けたところ、強風にあおられたドアが隣に駐車中の相手方車両に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左前部のドアの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成29年6月6日</p>